

# 令和4年度公益財団法人中央果実協会公募事業 果実輸送技術実証支援事業実施要領

## 1 事業の目的

国産果実の海外での需要を拡大するため、低コストで海外の消費者に提供することが出来る船便等を利用し、品質を維持しながら安定的に供給する果実の海上輸送体制を確立するための取組を支援する。

## 2 事業の内容

国産果実を船便等により低コストで安定的に品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナの効率的な活用や、長時間輸送に適した鮮度保持技術・輸送資材の開発・実証を支援するため、以下の事業を行う。

### (1) 果実輸出効率化支援事業

リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証の取組を支援する。

#### ① 検討会の開催

本事業を実施するための事業計画の策定、実態調査・実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるため、流通事業者、輸出事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会を開催する。

#### ② 効率的な輸出の実証試験の実施

検討会での結果を踏まえ、リーファーコンテナの往復利用や輸出先国及び輸出時期が同一である産地の連携による混載輸送等効率的な物流実証試験を実施する。

#### ③ 報告書の作成

本事業で取り組んだ内容を報告書にまとめる。

### (2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等の開発に係る検討、検討結果を踏まえた技術等の開発・応用による試作等、開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術の実証の取組を支援する。

#### ① 検討会の開催

本事業を実施するための事業計画の策定、試作品の開発及び実証試験の進捗管理等、本事業の取組を円滑かつ効果的に進めるため、流通事業者、輸出事業者、農業者団体、学識経験者、その他関係者を参加者とする検討会を開催する。

#### ② 技術等の開発・応用による試作等

検討会での結果を踏まえ、鮮度保持技術の開発、資機材の試作品の製作を実施する。

#### ③ 鮮度保持・品質劣化防止技術の実証試験

開発・応用された鮮度保持・品質劣化防止技術、資機材の試作品の実証試験を実施する。

#### ④ 報告書の作成

本事業で取り組んだ内容を報告書にまとめる。

## 3 事業実施者

事業実施者は、①生産出荷団体、②生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び③生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とする。

#### 4 補助率、補助額の上限

補助率は2分の1以内とする。補助額は2の（1）の事業、2の（2）の事業とともに概ね5百万円を上限とする。

#### 5 補助対象経費

（1）本事業の補助対象となる経費は、次のとおり。

##### ① 果実輸出効率化支援事業

印刷製本費、使用料及び賃借料費、旅費、謝金、賃金、コンテナや冷蔵倉庫及び各種計測機器の借上費、実証用果実費、輸送費、委託費、役務費（分析費、加工費等）、消耗品費、通信運搬費、水道光熱費等。

##### ② 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

印刷製本費、使用料及び賃借料費、旅費、謝金、賃金、技術の開発や試作品製作に係る資機材費、コンテナや冷蔵倉庫及び各種計測機器の借上費、実証用果実費、輸送費、委託費、役務費（分析費、加工費等）、消耗品費、通信運搬費、水道光熱費等。

ただし、事業実施者が消費税の課税事業者である場合、上記経費に係る消費税仕入控除税額については、仕入税額として納付税額からの控除の対象となるため、補助の対象としない。

（2）事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。

#### 6 事業実施者の公募及び補助金の交付決定

（1）上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）は「公益財団法人中央果実協会事業公募要領」（以下「公募要領」という。）及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。

（2）応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式（1）の補助金交付申請書及び付属文書に必要事項を記入し、事業実施計画を添えて、2部（うち代表者印のある書類は1部）を中央果実協会に提出する。

ただし、事業実施者が、果樹農業振興特別措置法第4条の4第2号に規定する都道府県法人が設立されている都道府県の区域を越えないでこの事業（日本国内で行う事業内容に限る）を行う場合にあっては、当該都道府県法人に提出するものとし、6（4）から10の手続きについても都道府県法人を通じて行うものとする。

また、（3）に定める優先採択を受ける場合にあっては、輸出事業計画の承認規定（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）第3の2（4）に定める承認通知の写しを併せて提出するものとする。

(3) 事業実施計画の採択に当たっては、公募要領に基づき審査を行う。この場合下記事項に留意するものとするほか、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行うものとする。なお、審査においては、事業実施計画の一部修正等採択に当たっての条件を付すことがある。

ア 本事業による成果が生産者の再生産価格の確保及びその理解醸成に資するものであること。

イ 事業実施計画に沿って、事業を的確に実施できると見込まれること。

ウ 本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(4) 中央果実協会は、審査の結果について応募者に通知するとともに、事業実施計画が採択された応募者に対し補助金の交付決定を行う。

## 7 事業の実施期間

令和5年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

## 8 事業の実績報告

事業実施者は、事業を完了したときは別紙様式（3）事業実績報告書兼補助金支払請求書により速やかに中央果実協会に報告するものとする。報告の期限は令和5年3月7日とする。

## 9 補助金の額の確定と支払い

(1) 中央果実協会は、前項の事業実績報告書兼補助金支払請求書の内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、事業実施者に支払う。

(2) 補助金の確定額は、補助事業に要した実支出額に補助率（2分の1）を乗じた額と6の（4）の交付決定額とのいずれか低い額とする。

## 10 事業の実施に係る留意事項

(1) 3の②の生産出荷団体と連携して取り組む事業者は、事業の申請時に、連携を確認できる書類を添付する。

なお、連携を確認できる書類は、補助金交付申請書の提出時に添付することを原則とするが、やむを得ない場合は、採択後、速やかに提出することとする。

(2) 取引価格については本事業の取組により合理的な価格形成を行うこととし、不当な利益又は損害を得る者が無いようにする。

(3) 事業実施者は、事業の実施中に変更を生じた場合は、速やかに中央果実協会に通知するものとする。

## 1 1 その他

- (1) 本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用される。
- (2) 事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。
- (3) 事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととし、事業完了翌年度から5年間、証拠書類又は証拠物を整備保管しなければならない。
- (4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、補助金を支出しない。
- (5) 上記10の(3)の事業の変更のうち、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増及び特に必要と認められる重要な事項については、上記6の(2)に準じて補助金の変更交付申請を行うとともに、計画の変更を行う。なお、これら以外の軽微な変更については実績報告をもって代えることができるが、交付決定額は、補助金の変更交付を申請して承認された場合を除き変更することができない。

## 1 2 事業の内容についての問い合わせ先

(公財) 中央果実協会 横井、今井  
電話 03-3586-1381  
ウェブサイト <https://www.japanfruit.jp/contact>